

工事番号															
(様式－１)															
市長		副市長		部長		課長		係長		係員		検算		担当	
令和 7 年度 安曇野市交通量調査業務委託 閲覧設計書															
安曇野市内															
設 計 大 要								施 工 方 法				委 託			
交通量調査 36箇所								施 工 期 間				日 間			
								起工予定年月日				令和 年 月 日			
								竣工予定年月日				令和 8 年 1 月 30 日			
								契約保証方法							
								・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、L、%、日、時、工数、空m ³ 、掛m ² 、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。							

総括情報表

頁0-0002

事務所名 変更回数 適用単価区分 単価適用地区 実施設計単価表等の適用日	61 安曇野市 0 1 実施単価 50 1 1 中信（2） 07.07.01			
	当 世 代	前 世 代		
発注区分 消費税率（%） 地域区分(安全費) 電子成果品作成費	41 一般 10 % 04 その他 01 自動計算			

＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊											
道路調査											
交通量調査					式						
単路部交通量調査					式						
作業計画					式						
準備（観測地点の把握）		1			作業					施工	第0 -0001号表
準備（器材、人員等）		1			観測時					施工	第0 -0002号表
調査（人手観測） 昼間12時間観測 平日		1			観測時					施工	第0 -0003号表
点検整理（人手観測） 12時間観測箇所あたり換算		1			式					施工	第0 -0004号表
		36			箇所					施工	第0 -0005号表

＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊

頁0-0004

打合せ	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
			式			
	打合せ 当初					
		1	回			施工 第0 -0006号表
	打合せ 最終					
		1	回			施工 第0 -0007号表
＊ ＊ 直接作業費 ＊ ＊						
＊ ＊ 安全費 ＊ ＊						
＊ ＊ 電子成果品作成費 ＊ ＊						
＊ ＊ 間接作業費 ＊ ＊						
＊ ＊ 直接測量費 ＊ ＊						
＊ ＊ 諸経費 ＊ ＊						

＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊

頁0-0005

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
＊ ＊ 測量業務	価格計 ＊ ＊										
＊ ＊ 消費税等	相当額計 ＊ ＊										
＊ ＊ 測量業務	費計 ＊ ＊										

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師 内業	1	人			
測量技師補 内業	1	人			
諸雑費	1	%			
*** 単位当り ***	1	作業			

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0002号表

準備（観測地点の把握）

1 観測時 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	18	人			$=(65.1\text{km}\div 30\text{km/h}+4.0\text{h}/\text{箇所}\times 36)\div 8\text{h}/\text{人}$
ガソリン レギュラー スタンド	5.9	L			$=2.7\text{L}/\text{h}\times 2.2\text{h}$
ライトバン 1.5L（9 欄） 運転1時間当り損料 ガソリン2.7L／h	2.2	h			$=65.1\text{km}\div 30\text{km/h}$
ライトバン 1.5L（11 欄） 供用1日当り損料 ガソリン2.7L／h	18	日			$=(65.1\text{km}\div 30\text{km/h}+4.0\text{h}/\text{箇所}\times 36)\div 8\text{h}/\text{人}$
*** 単位当り ***	1	観測時			

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0003号表

準備（器材、人員等）

1 観測時 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量助手 外業	1	人			
軽油 小型ローリー パトロール給油	9.2	L			$=4.2\frac{\text{L}}{\text{h}} \times 2.2\text{h}$
トラック [普通型] 2 t 積	2.2	時間			$65.1\text{km} \div 30\text{km/h}$
トラック [普通] 2 t 積 供用日あたり損料	1	日			$=2.2\text{h} \div 4.2\text{h}$
運転手（一般）	1	人			
ガソリン レギュラー スタンド	5.9	L			$=2.7\frac{\text{L}}{\text{h}} \times 2.2\text{h}$
ライトバン 1.5 L（9 欄） 運転1時間当り損料 ガソリン2.7 L／h	2.2	h			$=65.1\text{km} \div 30\text{km/h}$
ライトバン 1.5 L（11 欄） 供用1日当り損料 ガソリン2.7 L／h	1	日			$2.2\text{h} \div 3.0\text{h}$
*** 単位当り ***	1	観測時			

施 工 内 訳 表

頁0-0009

調査（人手観測）

施工 第0 -0004号表

昼間12時間観測

平日

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 外業	6	人			労務単価補正係数 1.344 昼間12時間
測量助手 外業	11	人			労務単価補正係数 1.344 昼間12時間
軽作業員	94.0	人			労務単価補正係数 1.532 昼間12時間
ガソリン レギュラー スタンド	5.9	L			=2.7 ^{リットル} /h×2.2h
ライトバン 1.5 L（9 欄） 運転1時間当り損料 ガソリン2.7 L／h	2.2	h			=65.1km÷30km/h
ライトバン 1.5 L（11 欄） 供用1日当り損料 ガソリン2.7 L／h	18	日			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

頁0-0010

施工 第0 -0005号表

点検整理（人手観測）
12時間観測箇所あたり換算

1 箇所 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量技師補 内業	0.2	人			
測量助手 内業	0.5	人			
諸雑費	0.5	%			
*** 単位当り ***	1	箇所			

施 工 内 訳 表

打合せ
当初

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量主任技師 内業	0.5	人			
測量技師 内業	0.5	人			
*** 単位当り ***	1	回			

打合せ
最終

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0007号表

頁0-0012

1 回 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量主任技師 内業	0.5	人			
測量技師 内業	0.5	人			
*** 単位当り ***	1	回			

数量総括表									
工種Lv					計算式及び仕様	数量	単位	歩掛	備考
1	2	3	4	5					
					測量業務費				
					道路調査				
					交通量調査				
					作業計画	交通量調査	1	作業	
					準備(観測地点の把握)	全観測地点36地点、全走行距離 65.1km	1	観測時	交通量調査位置図
					準備(器材、人員等)	平日12時間観測、全走行距離 65.1km	1	観測時	交通量調査位置図
					調査(人手観測)	平日12時間観測、36箇所、全走行距離 65.1km	1	式	数量計算書(1)
					点検整理(人手観測)	12時間観測箇所あたり換算、断面	36	箇所	数量計算書(1)
					打合せ				
					打合せ	当初	1	回	
					打合せ	最終	1	回	
					旅費交通費				
					ライトバン運転費	1500cc 運転時間:2時間	2	回	

数量計算書(1)

工種Lv					計 算 式										等	数量	単位
1	2	3	4	5													
測量業務費																	
					交通量調査(人手観測) 平日昼間12時間観測、2車線											1	式
					測量技師補	(36箇所×1.2h/箇所+65.1km÷30km/h)÷8h/人=										6	人
					測量助手	(36箇所×2.4h/箇所+65.1km÷30km/h)÷8h/人=										11	人
					軽作業員											94.0	人
					路線	地点	車線数	観測区分	(参考)前回調査結果に基づく想定交通量				軽作業員数				
									区間番号	平日24h	休日24h	平日12h	休日12h	平日24h	休日24h	平日12h	休日12h
					1	(市)穂高1級15号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					2	(市)穂高1級3号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					3	(市)穂高1級9号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			10001台~20000台				3.50	
					4	(市)穂高1級8号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			2001台~5000台				3.00	
					5	(市)穂高1級10号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					6	(市)穂高1級5号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			2001台~5000台				3.00	
					7	(県)塚原穂高停線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			5001台~10000台				3.00	
					8	(市)穂高2級3号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					9	(市)穂高1級20号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			10001台~20000台				3.50	
					10	(市)穂高2級1号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					11	(市)穂高1級7号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					12	(市)穂高1級19号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					13	(市)堀金1級1号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			~2000台				2.00	
					14	(市)豊科1級23号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			5001台~10000台				3.00	
					15	(市)豊科1367号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			5001台~10000台				3.00	
					16	(市)豊科1118号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			5001台~10000台				3.00	
					17	(市)豊科1級26号線	断面:2車線	2	2車種+歩行者類			2001台~5000台				3.00	

数量計算書(1)

[illegible]

■交通量調査

・準備(観測地点の把握)・・・全観測

$$\text{測量技師補数} = (L \div 30\text{km/h} + 4.0\text{h/箇所} \times n) \div 8\text{h/人}$$

n: 当該作業の全観測地点数

L: 全走行距離(km)

$$= 18.3 \quad (0.5\text{人単位})$$

36	地点
65.1	km
18.0	人

ライトバン運転 (MD296)

(1) 運搬時間

$$= L \div 30\text{km/h}$$

$$= 2.2$$

2.2 h

(2) 供用日数

$$= (L \div 30\text{km/h} + 4.0\text{h/箇所} \times n) \div 8\text{h/人}$$

$$= 18.3 \quad (\text{整数止め})$$

18 日

(3) ガソリン

開拓

$$= 2.7\text{リットル/h} \times \text{運転時間}$$

$$= 5.9$$

5.9 リットル

・準備(器材、人員等)・・・平日と休日で各1観測

平日12時間観測及び平日24時間観測

測量助手数

n: 当該作業の全観測地点数

L: 全走行距離(km)

運搬基地(合同庁舎等)から観測地点を経由し、運搬基地へ戻る距離(km)

平日12時間

36

65.1

1.0 人

36 地点

65.1 km

2t小型トラック運転 (MA422)

(1) 運搬1回あたりの運搬時間

$$= L \div 30\text{km/h}$$

$$= 2.2$$

2.2 h

(2) 運搬1回あたりの供用日数

$$710/170 \div 4.2$$

$$= \text{運転時間} \div \text{供用日あたりの運転時間}(4.2\text{h})$$

$$= 0.5 \quad (\text{整数止め})$$

1 日

(3) 軽油

$$= 4.2\text{リットル/h} \times \text{運転時間}$$

$$= 9.2$$

9.2 リットル

ライトバン運転 (MD296)

(1) 運搬1回あたりの運搬時間

2t小型トラックに準じる

2.2 h

(2) 運搬1回あたりの供用日数

$$760/250 \div 3.0$$

$$= \text{運転時間} \div \text{供用日あたりの運転時間}(3.0\text{h})$$

$$= 0.7 \quad (\text{整数止め})$$

1 日

(3) ガソリン

$$= 2.7\text{リットル/h} \times \text{運転時間}$$

$$= 5.9$$

5.9 リットル

・調査(人手観測)
(巡回ルート)

平日12時間観測

順路番号	路線	地点	距離(km)	観測起点
⑮	(市)豊科1367号線	断面:2車線		観測起点
⑭	(市)豊科1級23号線	断面:2車線	0.97	
⑮	(市)豊科1級24号線	断面:2車線	0.60	
⑩	(市)穂高2級1号線	断面:2車線	2.63	
⑦	(県)塚原穂高停線	断面:2車線	1.12	
⑥	(市)穂高1級5号線	断面:2車線	0.45	
⑨	(市)穂高1級20号線	断面:2車線	1.63	
⑧	(市)穂高2級3号線	断面:2車線	0.70	
①	(市)穂高1級15号線	断面:2車線	3.78	
③③	(市)穂高1級14号線	断面:2車線	2.23	
③④	(市)穂高0001号線	断面:2車線	1.42	
②	(市)穂高1級3号線	断面:2車線	4.03	
③	(市)穂高1級9号線	断面:2車線	2.78	
⑤	(市)穂高1級10号線	断面:2車線	0.97	
④	(市)穂高1級8号線	断面:2車線	2.12	
⑪	(市)穂高1級7号線	断面:2車線	1.42	
⑫	(市)穂高1級19号線	断面:2車線	3.02	
⑬	(市)堀金1級1号線	断面:2車線	2.33	
③①	(市)三郷2級10号線	断面:2車線	6.95	
③②	(市)三郷0520号線	断面:2車線	2.67	
②⑨	(市)三郷1級12号線	断面:2車線	2.51	
③⑦	(市)三郷1級16号線	断面:2車線	1.38	
②⑥	(市)三郷1033号線	断面:2車線	2.03	
②⑦	(市)三郷1347号線	断面:2車線	1.02	
②⑧	(市)三郷1級19号線	断面:2車線	0.82	
②④	(市)豊科3010号線	断面:2車線	1.02	
②⑤	(市)豊科1級29号線	断面:2車線	1.22	
②②	(市)豊科2級3号線	断面:2車線	3.40	
②③	(市)豊科1級1号線	断面:2車線	0.63	
②⑦	(市)豊科1級2号線	断面:2車線	2.61	
②①	(市)豊科1級29号線	断面:2車線	0.87	
③⑥	(市)豊科1級15号線	断面:2車線	1.35	
①⑦	(市)豊科1級26号線	断面:2車線	0.21	
①⑨	(市)豊科1級15号線	断面:2車線	0.29	
①⑧	(市)豊科1級15号線	断面:2車線	1.15	
①⑥	(市)豊科1118号線	断面:2車線	2.22	
			0.51	
36	箇所	計	65.1	観測起点 km

ライトバン運転 (MD296)

(1)運搬時間

$$= L \div 30\text{km/h}$$

$$= 2.2$$

$$2.2 \text{ h}$$

(2)供用日数

$$= (L \div 30\text{km/h} + 4.0\text{h/箇所} \times n) \div 8\text{h/人}$$

$$= 18.3 \quad (\text{整数止め})$$

$$18 \text{ 日}$$

(3)ガソリン

$$= 2.7 \text{ リットル/h} \times \text{運転時間}$$

$$= 5.9$$

$$5.9 \text{ リットル}$$

イ) 測量技師補

$$\text{測量技師補数} = (n \times 1.2\text{h/箇所} + L \div 30\text{km/h}) \div 8\text{h/人}$$

n: 当該作業の全観測地点数

L: 全走行距離(km)

$$(\text{平日12h}) = (36 \times 1.2 + 65.1 \div 30) \div 8 = 5.67$$

測量技師補数 (1以下の場合は、1とする。)

平日12h	休日12h	平日24h	休日24h
6			

ロ) 測量助手

$$\text{測量助手数} = (n \times 2.4\text{h/箇所} + L \div 30\text{km/h}) \div 8\text{h/人}$$

n: 当該作業の全観測地点数

L: 全走行距離(km)

$$(\text{平日12h}) = (36 \times 2.4 + 65.1 \div 30) \div 8 = 11.07$$

測量助手数 (1以下の場合は、1とする。)

平日12h	休日12h	平日24h	休日24h
11			

ハ) 軽作業員

表-12-1(昼間12時間・断面:2車線)

(1観測点・昼間12時間あたり)

予測交通量	2車線分類 +歩行者類	2車線分類	4車線分類 +歩行者類	4車線分類
～2,000	2.0	2.0	2.0	2.0
2,001～5,000	3.0	2.0	3.0	2.5
5,001～10,000	3.0	2.5	3.5	3.0
10,001～20,000	3.5	3.0	3.5	3.0

軽作業員数

(数量計算書より)

軽作業員数

平日12h	休日12h	平日24h(昼間)	休日24h(昼間)
94.0			

・労務単価補正

表-15 労務単価

交通量観測時間	昼間12時間観測	
補正単価	$P \times (1 + 5.0 / 8 \times \alpha)$	

表-16 労務単価補正係数

区分		測量技師	測量技師補	測量助手	軽作業員
	補正式\構成比 α	0.550	0.550	0.550	0.851
12時間	$1 + 5.0 / 8 \times \alpha$	1.344	1.344	1.344	1.532

実施設計単価	R7.8.1	測量技師	測量技師補	測量助手	軽作業員
労務補正単価	12時間				

・点検整理(人手観測)

12時間観測1箇所あたりとして計上する。

なお、24時間観測地点は、2箇所として計上する。

$$n' = 36$$

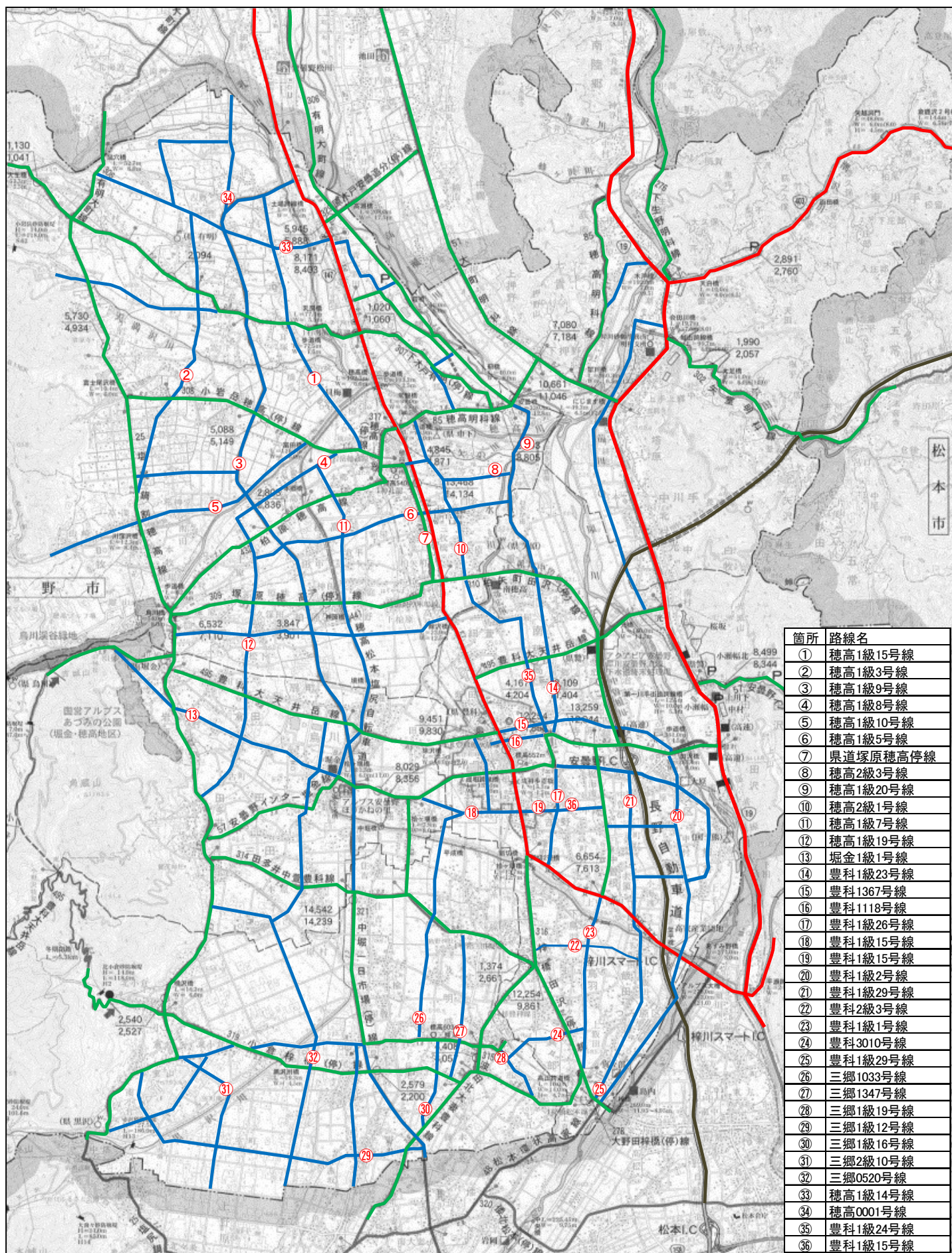
観測地点数(交差点)

平日12h	休日12h	平日24h	休日24h
36			

36 箇所

交通量調査位置図
(平日12時間観測)

(運搬基地經由 L = 65.1 km)
全走行距離 L = 65.1 km
全観測地点数 n = 36 箇所



箇所	路線名
①	穂高1級15号線
②	穂高1級3号線
③	穂高1級9号線
④	穂高1級8号線
⑤	穂高1級10号線
⑥	穂高1級5号線
⑦	県道塚原穂高停線
⑧	穂高2級3号線
⑨	穂高1級20号線
⑩	穂高2級1号線
⑪	穂高1級7号線
⑫	穂高1級19号線
⑬	堀金1級1号線
⑭	豊科1級23号線
⑮	豊科1367号線
⑯	豊科1118号線
⑰	豊科1級26号線
⑱	豊科1級15号線
⑲	豊科1級15号線
⑳	豊科1級2号線
㉑	豊科1級29号線
㉒	豊科2級3号線
㉓	豊科1級1号線
㉔	豊科3010号線
㉕	豊科1級29号線
㉖	三郷1033号線
㉗	三郷1347号線
㉘	三郷1級19号線
㉙	三郷1級12号線
㉚	三郷1級16号線
㉛	三郷2級10号線
㉜	三郷0520号線
㉝	穂高1級14号線
㉞	穂高0001号線
㉟	豊科1級24号線
㊱	豊科1級15号線

令和7年度 安曇野市交通量調査業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、安曇野市（以下「発注者」という。）が実施する「令和7年度 安曇野市交通量調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、安曇野市内に存する市道並びに県道における方向別・車種別・歩行者の交通量を調査し、交差点や単路等の交通状況を把握するとともに、安曇野市道路整備推進計画の改定及び道路の建設、維持修繕その他の管理等に係る基礎資料を得ることを目的とする。

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約の日から令和8年1月30日までとする。

(調査箇所)

第4条 調査箇所は、市内36地点（別図参照）とする。

(法令等の遵守)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、道路交通法等関係法令等を遵守するとともに、一般通行者等の支障とならないよう注意しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(技術者の配置)

第6条 受注者は、業務全般にわたって技術的管理を行い、正しく業務を遂行するため、交通量調査に関する知識・経験を有し、本調査の目的を十分把握できるものを主任（監理）技術者として配置しなければならない。

第2章 業務の内容

(業務内容)

第7条 本業務の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交通量調査の実施

ア 第4条に掲げる調査箇所について、方向別、車種等別の台数・歩行者数を計測し、時間交通量（1時間ごと）を記録する。なお、計測の分類は下表によるものとする。

区分			備考
歩行者類			・歩行する人及び乳母車を押す人を対象とする。 ・路上で遊んでいる子供等は調査の対象としない。
自転車類			・動力付以外の自転車類とする。
動力付き二輪車類			・自動二輪車及び原動機付自転車とする。
自動車類	乗用車類	乗用車	・分類番号3、30～39、300～399、5、50～59、500～599、7、70～79、700～799、8、88
		バス	・分類番号2、20～29、200～299
	貨物車類	小型貨物車	・分類番号3、33、4、40～49、400～499、6、60～69、600～699
		普通貨物車	・分類番号1、10～19、100～199、8、80～89、800～899、9、90～99、900～999、0、00～09、000～099

イ 観測は、調査員による現地目視によるものとする。

ウ 計測は、人手による観測によるものとする。

エ 観測日は以下に掲げる事項を勘案の上で、受注者と発注者の協議の上で決定するものとする。

(ア) 令和7年10月中の火曜日、水曜日又は木曜日とすること。

(イ) 祝祭日及びその前後の日、異常天候の場合その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けること。

オ 観測時間帯は、7:00から19:00の間とする。

カ 観測及び計測に要する機器や物品等に係る経費は、全て受注者の負担とする。

(2) 資料整理

ア 受注者は、第1号で実施した調査結果等をもとに、以下の事項を表及び図にまとめて、発注者に提出しなければならない。

(ア) 昼間12時間の交通量（方向別、車種等別、時間別）

(イ) 24時間交通量（自動車類の方向別、車種等別、時間別の推計値※、）

※令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）における近接区間の昼夜率をもとに、24時間交通量の推計値を算出する。

イ 受注者は、第1号で実施した調査結果等について、別表の内容により速報値を取りまとめ、Excel又はCSV形式で令和7年11月末までに発注者へ提出しなければならない。

(実施計画)

第8条 受注者は、契約後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を提出して発注者の承認を得なければならない。

(1) 業務計画書

(2) 主任（監理）技術者届

(3) 配置する技術者の業務経歴書

(4) 工程表

(5) その他発注者が必要と認める書類

(打合せ協議)

第9条 本業務に係る打合せ協議は、業務着手時1回、業務完了時1回の計2回を基本とし、いずれも主任技術者が立ち会うものとする。ただし、別途必要性が生じた場合は、随時打合せ協議を行うものとする。

2 打合せ協議を実施した際には、受注者はその記録を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(資料の貸与)

第10条 発注者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 令和2年度 安曇野市交通量調査業務委託 成果品

(2) その他発注者が保有する資料で、発注者と受注者の協議により必要と認められたもの

2 前項各号に掲げるもの以外の資料については、受注者の責任において収集するものとする。

(進捗状況の報告)

第11条 受注者は、随時、本業務の進捗状況を報告し、適切な工程管理及び品質管理を行うものとする。

2 業務工程に遅滞が生じる場合にあっては、受注者は修正業務工程表を提出し、発注者の承認を得なければならない。

(検査)

第12条 受注者は、業務完了後速やかに所定の成果品及び完了届を提出するとともに、主任（監理）技術者の立ち会いの上、検査を受けるものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第13条 本業務における成果品は下表「成果品一覧表」のとおりとし、提出場所は安曇野市都市計画課とする。ただし、成果品の内容、体裁及び部数については、発注者と受注者協議の上で変更することができるものとする。

(成果品一覧)

		紙媒体	電子データ	備考
1	速報値	—	Excel 又は CSV	第7条2号関係
2	報告書	A4版、1部	Word、Excel、PDF	DVD-Rにまとめて提出

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果品及び資料等は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこ

れを公表、貸与または使用してはならない。

(瑕疵等)

第15条 受注者は、本業務の完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要とする修正その他作業を、受注者の負担において実施するものとする。

第4章 その他

(諸手続き)

第16条 本業務の遂行のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続きは、受注者の責任において実施するものとする。

2 受注者は、関係官公署、その他に対して交渉を要する場合又は交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(土地の立ち入り)

第17条 受注者は、本業務の遂行にあたり第三者の土地に立ち入る場合にあっては、あらかじめ土地の所有者等の了解を得るなどし、紛争等の起こらないように努めるものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、本業務遂行中に第三者から受けたまたは第三者に与えた損害については、受注者の責任において処理するものとし、これに係る費用はすべて受注者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、本業務実施中に知り得た情報について細心の注意を払うものとし、いかなる場合においても発注者の許可なくその情報を第三者に漏洩し、または自ら使用してはならない。

(再委託等の禁止)

第20条 本業務の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 主たる部分 総合的企画、作業遂行管理、技術管理及び業務統括

(例：作業計画の立案、調査員の確保、観測における統括、点検整理のとりまとめ、打合せ等)

(2) 軽微な部分 簡易な業務

(例：資料整理におけるデータ入力や単純集計、成果品の印刷・製本等)

(3) その他 準備及び観測に係る作業の現業部分並びに監督業務補助

(例：調査用器材の準備、調査における観測及び監督業務補助等)

2 受注者は、業務の一部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(疑義)

第21条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

(備考)

第22条 本業務で用いる積算基準及び標準歩掛は、「道路交通調査 積算基準及び標準歩掛（令和7年7月長野県建設部道路建設課；松本地域振興局の行政情報コーナー等に配置）」による。

担当者：都市建設部 都市計画課 計画係 黒岩
連絡先：0263-71-2246

(別表) 速報値 データ定義

No.	名称	書式	備考
1	路線名	フリーテキスト	別図の路線名を参照してください。
2	交通量調	コード	202207 + 調査箇所番号 (別図参照) 例) 調査箇所 1 番の場合 = 20220701
3	基本区画	—	(空白) ※1
4	観測地点	フリーテキスト	観測地点の地番を記載 (「安曇野市」から記載)
5	昼間 12 時間交通量	数値	自動車類に係る双方向の交通量の合計
6	24 時間交通量	—	(空白) ※1
7	昼夜率	—	(空白) ※1
8	大型車混入率	数値	以下式により算出 A : 昼間 12 時間の大型車※2交通量※3 B : 昼間 12 時間交通量 (=No.5 の値) 大型車混入率 (%) = $A \div B \times 100$
9	混雑度	—	(空白) ※1
10	座標値 (又は緯度・経度)	数値	・観測地点の座標値 ・緯度経度で記載する場合、項目を分けて記載

※1 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)のデータと定義を揃える関係上、今回調査対象でない事項についても、空データによりデータをセットしてください。

※2 観測対象のうち、バス(2 ナンバー)及び普通貨物車(1、8、9、0 ナンバー)を指します。

※3 双方向の交通量の合計を指します。

(別記)

個人情報の取り扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。

担当者：都市建設部 都市計画課 計画係 黒岩
連絡先：0263-71-2246